

1-1 市のあらまし

1-1-1 本市の特性

高槻市は大阪府の北東部にあって、大阪と京都の中間に位置し、北は北摂連山につながる山並みと丘陵、南は芥川・桧尾川などによって形成された平野が淀川に接している自然豊かなまちです。

また、JR 東海道本線の新快速や阪急京都線の特急の停車駅があり、大阪・京都からともに約 15 分で結ばれ、これらの鉄道駅を中心に市営バス等のネットワークが市内各地域を結んでいることから、交通利便性の高い都市として知られています。

昭和 18 年（1943 年）の市制施行時に約 3 万人であった人口は、昭和 40 年（1965 年）に約 13 万人、昭和 50 年（1975 年）には約 33 万人となる全国的にもまれに見る人口急増期を経て、中核市に移行した平成 15 年（2003 年）には人口約 36 万人都市として発展してきました。

1-1-2 これまでのまちづくり

本市の人口は、一時的に 36 万人を超えたものの、近年は 35 万人台後半で横ばいから緩やかな減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）によると、本市の人口は平成 22 年（2010 年）の約 35.7 万人から、平成 52 年（2040 年）には約 31.7 万人へ減少すると推計されています。さらには、人口急増期に転入された方々の多くが高齢期を迎えるため、急速な高齢化が予想されています。

また、小中学校等の公共施設や、道路や上下水道等の都市基盤の多くが人口急増期に整備されており、それらが大規模改修や更新時期を迎えつつある中、その対応が課題となっています。

財政面では、人口減少等により市税収入の増加が見込めない中、社会保障関係費や既存施設の維持補修費の増大が見込まれ、厳しい行財政運営となることが予想されています。

このような中、本市では、平成 23 年（2011 年）に策定した「高槻市総合戦略プラン（第 5 次高槻市総合計画）」（以下「総合戦略プラン」といいます。）に基づき、定住人口の増加、特に生産年齢人口の増加を図ることを最重点課題として、将来にわたって財政の健全性を維持しつつ、あらゆる世代の市民が安心して暮らせる行政サービスを提供していくために、各種施策を展開してきました。

1-2 立地適正化計画制度の概要

立地適正化計画とは、平成26年（2014年）の都市再生特別措置法の一部改正により、市町村が策定できるようになった計画で、様々な都市機能の立地の適正化を図る、都市全体を見渡したマスタープランとなるものです。主な内容は、今後の人口減少や少子高齢化の進行に対応した持続可能な都市を実現するため、人口密度を維持し、生活サービス機能等の適切な誘導を図る居住誘導や都市機能誘導の方針を示すものです。

【計画に記載すべき主な事項】

- 立地適正化計画の「区域」
- 立地の適正化に関する「基本的な方針」
- 都市の居住者の居住を誘導すべき「居住誘導区域」
- 都市機能増進施設の立地を誘導すべき「都市機能誘導区域」及び区域ごとにその立地を誘導すべき「誘導施設」
- その他必要な事項（誘導を図るために必要な施策等）

■立地適正化計画区域

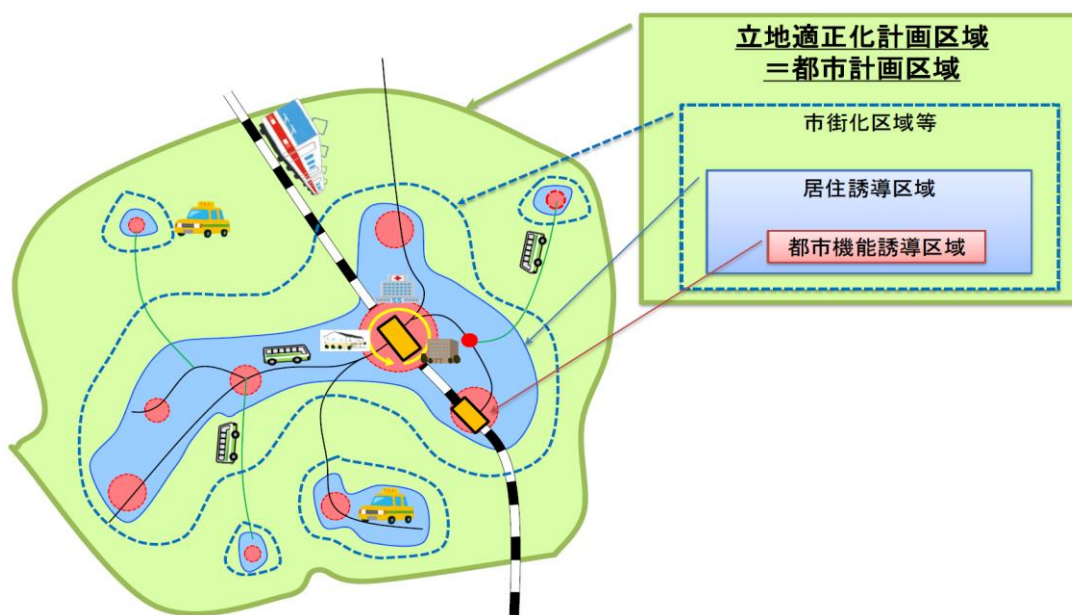
- ・都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体とすることが基本

■居住誘導区域

- ・人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

■都市機能誘導区域

- ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域



出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」（2015年6月1日時点版）

1-3 計画の位置づけ

1-3-1 国の方針との関係

本市が総合戦略プランや「高槻市都市計画マスタープラン」(以下「都市計画マスタープラン」といいます。)に基づき取り組んできた「集約型都市づくりの推進」は、国の立地適正化計画制度の方針と一致しています。

今後、急速に進行する人口減少や少子高齢化において、利便性が高く住みやすいまちを維持していくためには、持続可能な行財政運営が必要であり、集約型都市づくりの推進を図ることが重要であるため、当該制度を活用し高槻市立地適正化計画を策定するものです。

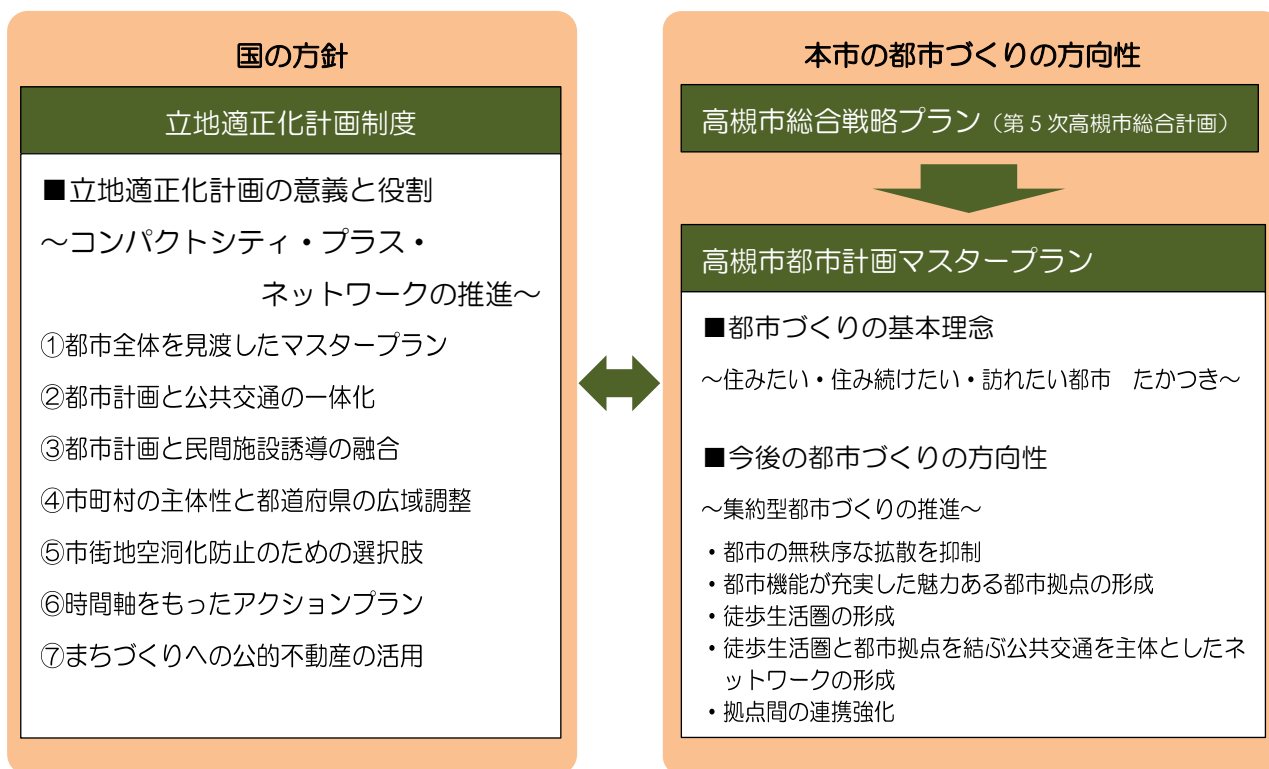


図 1-1 国の方針と本市の都市づくりの方向性との関係

1-3-2 他の計画との関係

総合戦略プランは平成 28 年(2016 年)に中間見直しを行い、将来の都市像の実現を図るため、8 つの章からなる施策体系別計画を設定した「高槻市総合戦略プラン基本計画 28」(以下「基本計画 28」といいます。)を策定しました。都市機能の充実のため、都市づくり・住環境分野での取組の方向性として「コンパクトシティ・プラス・ネットワークへの取組の推進」を掲げ、医療・福祉・商業等の都市機能や住居等がまとまって立地するように誘導し、市街地の拡散を抑制することで、自家用車に過度に依存することなく、誰もが目的地へ円滑に移動できる環境を整えていくことを掲げています。これは、都市計画マスタープランに掲げる「集約型都市づくりの推進」を改めて示したものであり、立地適正化計画はその具体化を図る計画となります。

計画を推進するに当たっては、様々な分野別計画とも連携した取組を進めていくことが必要です。

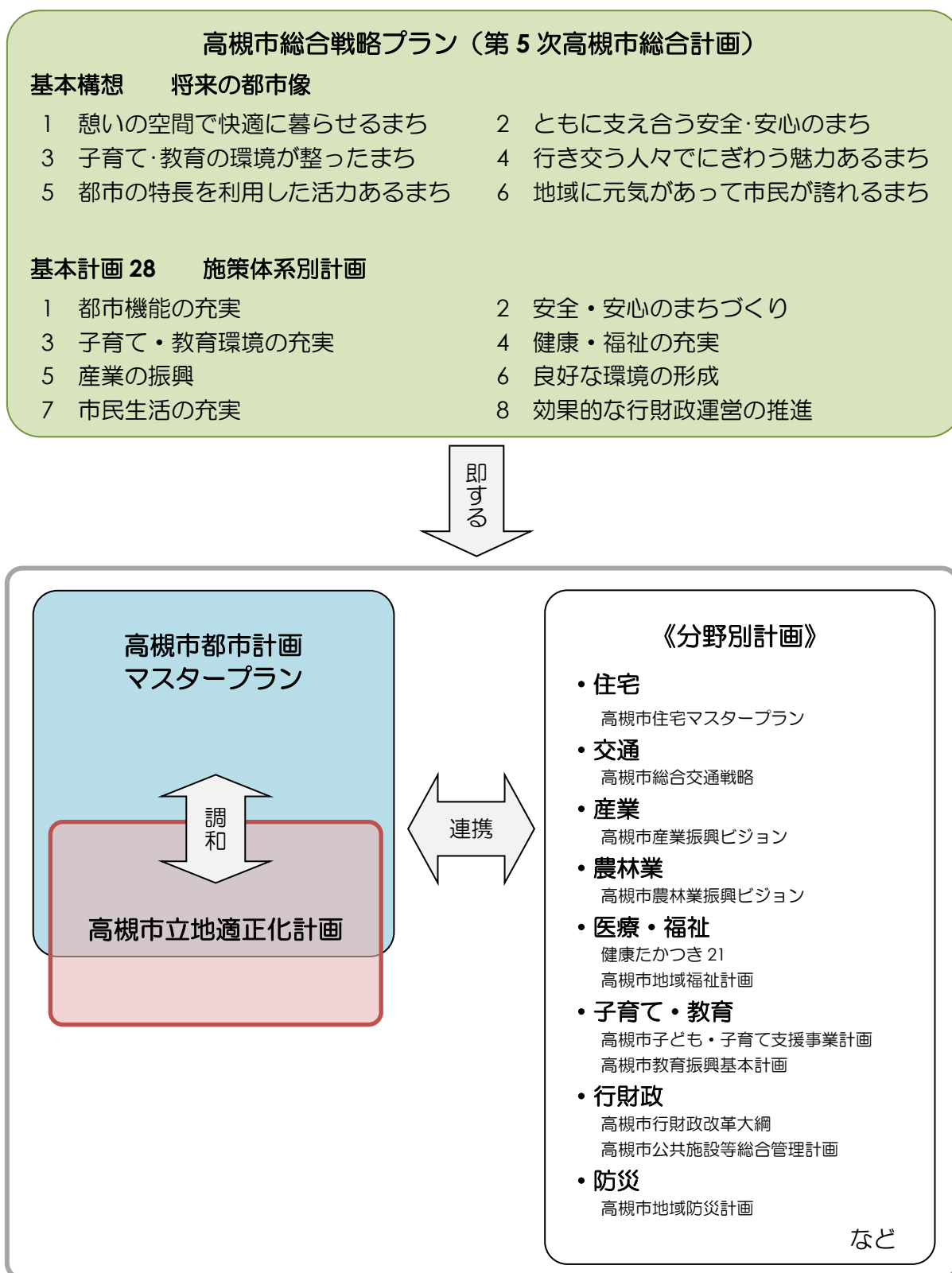


図 1-2 立地適正化計画と他の計画との関係図

1-4 計画区域

立地適正化計画の区域は、都市計画区域全体を基本とされており、本市は市域全域が都市計画区域に指定されていることから、市域全域を本計画の区域とします。

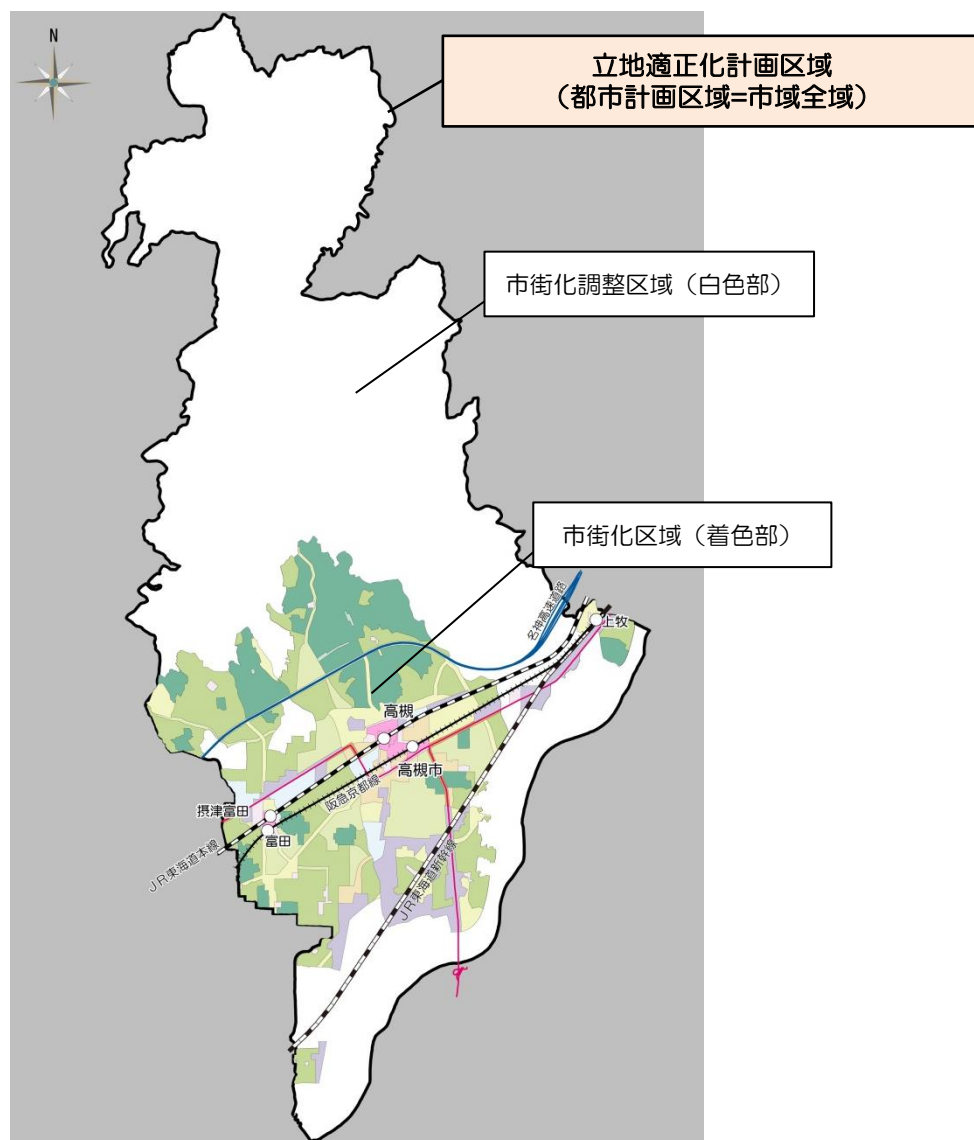


図 1-3 立地適正化計画の計画区域

1-5 目標年次

本計画の目標年次は、平成 42 年度（2030 年度）とします。ただし、都市計画マスタープランの改定に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



図 1-4 目標年次